（受給者証の交付の請求）

第二十一条　受給者証の交付を請求しようとする特定無症候性持続感染者（第一号及び第二号において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一～五　（略）

２　（略）

（氏名等の変更）

第二十二条　特定無症候性持続感染者は、前条第一項第一号、第二号又は第五号に掲げる事項に変更があった場合には、遅滞なく、当該変更の内容を記載した書類を機構に提出しなければならない。

２　（略）

３　機構は、特定無症候性持続感染者の氏名又は住所の変更の内容を記載した書類が提出されたときは、受給者証に氏名又は住所の変更に係る記載を行い、これを当該特定無症候性持続感染者に返還しなければならない。

（受給者証の再交付）

第二十三条　特定無症候性持続感染者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、機構にその再交付を申請することができる。

２　特定無症候性持続感染者は、前項の申請をしようとするときには、次の各号に掲げる事項を記載した再交付申請書を機構に提出しなければならない。

一～三　（略）

３　（略）

４　受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、速やかに、これを機構に返還しなければならない。

（受給者証の返還）

第二十四条　特定無症候性持続感染者が次の各号の一に該当するに至ったときは、その者又は戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、速やかに、受給者証を機構に返還しなければならない。

一・二　（略）

（損害の塡補を受けた場合の届出）

第二十六条　法第十八条第一項に規定する特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給を受け、又は受けようとする者は、同一の事由について、国により損害の塡補がされた場合（法の施行前に、既に国により損害の塡補がされている場合を含む。）は、その受けた損害賠償その他の給付等の額及びその内容を記載した書類を機構に提出しなければならない。

様式第二号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改め、同様式（裏）中「支払基金」を「機構」に改め、様式第四号（表）中「社会保険診療報酬支払基金理事長」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構理事長」に改め、同様式（裏）及び様式第五号（裏）中「支払基金」を「機構」に改める。

（受給者証の交付の請求）

第二十一条　受給者証の交付を請求しようとする特定無症候性持続感染者（第一号及び第二号において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を支払基金に提出しなければならない。

一～五　（略）

２　（略）

（氏名等の変更）

第二十二条　特定無症候性持続感染者は、前条第一項第一号、第二号又は第五号に掲げる事項に変更があった場合には、遅滞なく、当該変更の内容を記載した書類を支払基金に提出しなければならない。

２　（略）

３　支払基金は、特定無症候性持続感染者の氏名又は住所の変更の内容を記載した書類が提出されたときは、受給者証に氏名又は住所の変更に係る記載を行い、これを当該特定無症候性持続感染者に返還しなければならない。

（受給者証の再交付）

第二十三条　特定無症候性持続感染者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、支払基金にその再交付を申請することができる。

２　特定無症候性持続感染者は、前項の申請をしようとするときには、次の各号に掲げる事項を記載した再交付申請書を支払基金に提出しなければならない。

一～三　（略）

３　（略）

４　受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、速やかに、これを支払基金に返還しなければならない。

（受給者証の返還）

第二十四条　特定無症候性持続感染者が次の各号の一に該当するに至ったときは、その者又は戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、速やかに、受給者証を支払基金に返還しなければならない。

一・二　（略）

（損害の塡補を受けた場合の届出）

第二十六条　法第十八条第一項に規定する特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給を受け、又は受けようとする者は、同一の事由について、国により損害の塡補がされた場合（法の施行前に、既に国により損害の塡補がされている場合を含む。）は、その受けた損害賠償その他の給付等の額及びその内容を記載した書類を支払基金に提出しなければならない。

様式第二号及び様式第三号（表）中「社会保険診療報酬支払基金理事長」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構理事長」に改め、様式第四号（表）中「社会保険診療報酬支払基金理事長」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構理事長」に改め、同様式（裏）及び様式第五号（裏）中「支払基金」を「機構」に改める。